

○厚生労働省令第八十六号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第一百六十号）第二条第一項の規定に基づき、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月二十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号中(39)を(40)とし、(14)から(38)までを(15)から(39)までとし、(13)の次に次のように加える。

- (14) 乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子

附 則

この省令は、公布の日から施行する。